

## 生野区役所住民情報関係業務会計年度任用職員要綱

### (目的)

第1条 この要綱は「会計年度任用職員の採用等に関する要綱」に基づき任用される、生野区役所住民情報関係業務会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

### (業務)

第2条 会計年度任用職員は、次に掲げる業務に従事するものとする。

- (1) 住民基本台帳事務
- (2) 住民票及び戸籍の届出等にかかる窓口受付事務
- (3) 住民票及び戸籍の届出、証明書等にかかる審査事務

### (任用)

第3条 会計年度任用職員の任用は、一般的な事務作業ができる者の中から、面接により選考を行う。

### (再度の任用)

第4条 再度の任用を行う場合には、業務の縮小及び廃止等の状況、及び前年度の勤務実績等を総合的に勘案して判断するものとする。

### (勤務時間等)

第5条 会計年度任用職員の勤務日数及び勤務時間等は、次のとおりとする。

- (1) 勤務日数 1日7時間30分の勤務で、週4日の勤務日
- (2) 勤務時間
  - ア 午前9時00分～午後5時15分まで（週3日）
  - イ 窓口延長開庁日については、午前9時00分～午後5時15分まで、または午前10時45分～午後7時00分まで
- (3) 休憩時間
  - ア 午前11時30分～午後0時15分まで
  - イ 午後0時15分～午後1時00分まで
  - ウ 午後1時00分～午後1時45分までア、イ、ウのいずれかで取得。
- (4) 休日
  - ア 日曜日及び土曜日
  - イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
  - ウ 12月29日から翌年の1月3日までの日（前2号に掲げる日を除く）
  - エ 月曜日から金曜日のうち4労働日を除く1日
- (5) 時間外勤務等

業務上臨時の必要がある場合には、会計年度任用職員に対し、所定勤務時間に定める勤務時間以外

の時間に勤務することを命ずることができる。

(報酬等)

第6条 会計年度任用職員の報酬等は、「会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する要綱」に基づき支給する。

(その他)

第7条 その他必要な事項は、生野区長が定める。

附 則

この要綱は、令和8年2月18日から施行する。